

第1号議案

定款の変更の件

地域医療連携推進法人滋賀高島定款を次のとおり変更する。

第5条に次の1項を加える。

2 本法人は、参加法人等として個人が参加できることから、次の事業は行わない。

(1) 参加法人等が病院等に係る業務を行うのに必要な資金を調達するための

支援として、資金の貸付け、債務の保証、基金を引き受ける者の募集

(2) 医療連携推進業務と関連する法人の株式または持分を保有することにより、当該法人の事業活動を支配・管理する事業

第7条第1項第5号中「(1)又は(2)の法人のうち」を「(1)から(4)の法人又は個人のうち」に改め、「参加法人」を「参加法人等」に改め、「希望しない法人」を「希望しない法人又は個人」に改める。

第9条第1項第3号中、及び同項第4号中「参加法人」を「参加法人等」に改める。

第11条を次のように改める。

第7条の(1)から(4)の参加法人等が、次に掲げる事項を決定するに当たっては、あらかじめ、本法人に意見を求めなければならない。

(1) 事業に係る重要な資産の処分

(2) 事業計画の決定又は変更

(3) 法人の合併又は分割

(4) 目的たる事業の成功の不能による解散又は事業の廃止

第25条第1項第3号中、及び同項第4号中「参加法人」を「参加法人等」に改める。

第33条に次のただし書を加える。

ただし、代表理事を再任する場合については、この限りでない。

第39条第2項中「参加法人」を「参加法人等」に改める。

第46条第4項を次のように改め、第5項を削る。

(4) 本法人は、前項の監事の監査を受けた事業報告書等について、理事会の

承認を受けなければならない。

第47条中「前条第5項」を「前条第4項」に改める。

第49条第1項第2号を削る。

第49条第2項中、及び第50条中「及び公認会計士等の監査報告書」を削る。

附則に次の1項を加える。

5 (令和6年2月16日決議)

この定款は、令和6年4月1日から施行する。